

福岡市城南区選挙管理委員会

令和6年10月11日(金)

午後2時15分から

1 議 題

- | | |
|---|----------|
| (1)専決処分の承認を求めることについて | (議案第26号) |
| (2)在外選挙人名簿から抹消する者について | (議案第27号) |
| (3)衆議院議員総選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について | (議案第28号) |
| (4)衆議院議員総選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について | (議案第29号) |
| (5)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について | (議案第30号) |
| (6)衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区及び福岡県第3区における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について | (議案第31号) |
| (7)衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区及び福岡県第3区における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について | (議案第32号) |
| (8)衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区及び福岡県第3区におけるポスター掲示場の設置場所について | (議案第33号) |
| (9)最高裁判所裁判官国民審査につき審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所について | (議案第34号) |

2 そ の 他

- (1)衆議院議員総選挙の執行計画について
- (2)次回以降の委員会日程について (予定)

令和6年10月14日(月) 午前10時00分から

令和6年10月15日(火) 午後6時00分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第26号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年10月11日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

(根拠)

・議決 地方自治法施行令第137条第2項の規定による。

○地方自治法施行令（抜粋）

第137条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第189条第2項の規定による除斥のため同条第3項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

議題 (2)
議案第 27 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 6 年 10 月 11 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1 人 |
| | 内訳 国内転入者 | 1 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 6 年 10 月 11 日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 30 条の 11 の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第 30 条の 11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号に掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

<※ 1 >

(2) 前条第 1 項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 箇月を経過するに至ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

<※ 1 >法第 30 条の 10 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議題 (3)
議案第28号

衆議院議員総選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって
発送を開始する日について

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票
用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和6年10月11日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

郵便等をもって発送を開始する日
令和6年10月14日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法施行令第53条第1項、第59条の4第4項、第65条の13第1項による読替
後の第53条第1項の規定による。

○公職選挙法施行令(抜粋)

(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付)

第53条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、^{<※1>}第50条第1項、^{<※2>}第2項又は^{<※3>}第4項の規定
によつて投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合には、その選挙に用いるべき選
挙人名簿又はその抄本と対照して、その請求をした選挙人が選挙の当日^{<※4>}法第48条の2第1
項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めたときは、投票用紙及び投票
用封筒の交付又は発送について、直ちに(郵便等をもって発送するときは、当該公示又は告
示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)次に掲げる措置をとら
なければならない。

- (1) ^{<※1>}第50条第1項の規定によつて請求を受けた場合にあっては、選挙人に直接に交付し、
又は郵便等をもって発送する。
- (2) ^{<※2>}第50条第2項の規定によつて請求を受けた場合にあっては、選挙人に直接に交付す
る。
- (3) ^{<※3>}第50条第4項の規定によつて請求を受けた場合にあっては、当該不在者投票の不在者
投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもって発送する。

<※1>令第50条第1項(要旨)

登録されている市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人
ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者更生援護施設、保護施設、労災

リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、警察留置場、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

<※2>令第50条第2項（要旨）

現に当該選挙の選挙権を有しないものは、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

<※3>令第50条第4項（要旨）

不在者投票管理者である船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者更生援護施設若しくは保護施設の長、労災リハビリテーション作業所の長、刑事施設の長、警察留置場の留置業務管理者、少年院の長又は婦人補導院の長は、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者更生援護施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、警察留置場、少年院又は婦人補導院にあるべき選挙人の依頼があつた場合においては、自ら又はその代理人によつて、これらの選挙人に代わつて、選挙管理委員会の委員長に対し、文書をもって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

<※4>法第48条の2第1項各号（要旨）

- 1号 仕事や学校がある人、本人又は親族の冠婚葬祭がある人
- 2号 買い物や旅行・レジャーなどで、投票区外に出かける人
- 3号 病気や出産、体が不自由などにより歩行するのが困難な人
- 4号 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域(西区小呂島)に居住・滞在する人
- 5号 区外に転居している人

（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付）

第59条の4（要旨）

- 4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して、その請求をした選挙人が身体に重度の障がいがあり投票日に投票に行けない選挙人に該当すると認めたときは、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。

第65条の13（要旨）

在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

※上記により令第53条第1項の「選挙人名簿」を「在外選挙人名簿」に読み替え。

議題（４）
議案第29号

衆議院議員総選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和6年10月11日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

交付又は郵便等をもって発送を開始する日
令和6年10月13日

（根拠）

- ・ 議決 公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定による。

○公職選挙法施行令（抜粋）

（特定国外派遣隊員の不在者投票の特例）

第59条の5の4

7 市町村の選挙管理委員会の委員長は、^{<※1>}第5項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求に係る特定国外派遣隊員について、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（中略）、当該特定国外派遣隊員が選挙の当日^{<※2>}法第48条の2第1項第1号に掲げる事由に該当すると見込まれると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（第五項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）、^{<※1>}第5項の規定による請求をした特定国外派遣組織の長又はその代理人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送しなければならない。この場合において、当該特定国外派遣隊員が船員であるときは、当該特定国外派遣隊員の選挙人名簿登録証明書に当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

<※1>令第59条の5の4第5項（要旨）

^{<※3>}
第1項の申出を受けた特定国外派遣組織の長は、選挙の期日前3日までに、当該特定国外派遣隊員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しなければならない。

<※2>法第48条の2第1項第1号（要旨）

仕事や学校がある人、本人又は親族の冠婚葬祭がある人

<※3>令第59条の5の4第1項（要旨）

特定国外派遣隊員は、選挙の期日前5日までに、当該特定国外派遣組織の長に対し、当該特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域内で投票をしようとする旨の申出をすることができる。

議題 (5)
議案第 30 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

令和 6 年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

令和 6 年10月11日

福岡市城南区選挙管理委員会
委 員 長 古 賀 勉

福岡市城南区鳥飼六丁目 1 番 1 号
福岡市城南区選挙管理委員会事務局

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 49 条及び最高裁判所裁判官国民審査法第 26 条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（不在者投票）

第 49 条

前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

○最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）

（投票及び開票に関するその他の事項）

第 26 条（抜粋）

この法律及びこれに基づいて発する命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票及び開票の例による。

議題（6）
議案第 31 号

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第 2 区及び福岡県第 3 区における投票所内の候補者の
氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第 2 区及び福岡県第 3 区にお
ける城南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次の
ように定め、告示する。

令和 6 年 10 月 11 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- 1 場所 福岡市城南区鳥飼六丁目 1 番 1 号
福岡市城南区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和 6 年 10 月 15 日 午後 6 時から

（根拠）

- ・ 議決 公職選挙法第 175 条第 3 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の
政治活動に関する規程（昭和 30 年福岡県選挙管理委員会規程第 41 号）第 35 条
第 3 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票記載所の氏名等の掲示）

第 175 条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、投票所内の投票の記載
をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

2 （略）

3 第 1 項の掲示の掲載の順序は、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては都道府県の選
挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ご
とに、当該選挙の公示又は告示があつた日において行うくじで定める順序による。

○選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（抜粋）

第 35 条

3 市町村の委員会は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙
につき、法第 175 条第 3 項の規定により行うくじの実施場所及び日時を、あらかじめ告示しなけ
ればならない。

議題 (7)
議案第 32 号

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区及び福岡県第3区における投票所内の候補者の
氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区及び福岡県第3区にお
ける城南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和6年10月11日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り
出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、
2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を第2と
する。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合
する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

・議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票記載所の氏名等の掲示）

第175条

※ 議案第31号を参照

議題 (8)
議案第 33 号

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第 2 区及び福岡県第 3 区におけるポスター掲示場の設置場所について

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第 2 区及び福岡県第 3 区におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

令和 6 年 10 月 11 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- 1 福岡県第 2 区
別紙のとおり
- 2 福岡県第 3 区
別紙のとおり

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第 144 条の 2 の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(ポスター掲示場)

第 144 条の 2 衆議院 (小選挙区選出) 議員、参議院 (選挙区選出) 議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、^{<※1>}第 143 条第 1 項第 5 号 のポスターの掲示場を設けなければならない。

- 2 前項の掲示場の総数は、1 投票区につき 5 箇所以上 10 箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。
- 3 第 1 項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。
- 4 市町村の選挙管理委員会は、第 1 項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 前各項に規定するもののほか、第 1 項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める。
- 8～10 (略)

<※1>法第143条第1項（要旨）

選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもののほかは、掲示することができない。

- 1号から4号 選挙事務所を表示するために使用するポスター類、選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター類、公職の候補者が使用するたすき類、演説会場において使用するポスター類、個人演説会告知用ポスター
- 5号 選挙運動のために使用するポスター

議題 (9)
議案第 34 号

最高裁判所裁判官国民審査につき審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所
について

令和 6 年10月27日執行予定の最高裁判所裁判官国民審査につき、審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を次のように定め、告示する。

令和 6 年10月11日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

裁判官の氏名等の掲示を行う場所
別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 最高裁判所裁判官国民審査法第 52 条及び同法施行令第 19 条の規定による。
- ・ 告示 最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程（昭和 23 年福岡県選挙管理委員会規程第 21 号）第 1 条の規定による。

○最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）

（裁判官の氏名の掲示）

第 52 条 市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、審査に付される裁判官の氏名等の掲示をしなければならない。

○最高裁判所裁判官国民審査法施行令（抜粋）

（裁判官の氏名等の掲示）

第 19 条 市町村の選挙管理委員会は、審査の告示の日の翌日（中略）から審査の当日までの間、一投票区につき一箇所以上、投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、裁判官の氏名等の掲示をしなければならない

○最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程（抜粋）

第 1 条 市町村の選挙管理委員会は、審査の期日の告示があつたときは、直ちに各投票区ごとに最高裁判所裁判官国民審査法施行令第 19 条の規定により審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を定め、これを告示しなければならない。